

次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備に伴う
発注者支援等業務プロポーザル評価要領

1. 業務遂行能力の評価基準

(1) 企業評価（10点）

A) 同種・類似業務実績（5件まで）

評価事項			評価点（1件あたり）
業務実績	同種業務	同種業務の実績が存在する。	2
	類似業務	類似業務の実績が存在する。	1

※同種業務とは、公募型プロポーザル参加資格要件を満たし、以下の（1）の要件も含む発注者支援業務をいう。

（1）エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂）

第2章または第3章による（処理能力は300t/日以上を除く）。

※類似業務とは、同種業務の業務内容であり処理能力が相違する業務又は、固形燃料化施設の改修または解体工事等をいう。

（2）業務従事予定者の経験及び能力（20点）

① 業務実績（管理技術者※）

※「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の技術上の管理を行う者をいう。

A) 同種・類似業務実績（5件まで）

評価事項			評価点（1件あたり）
業務実績	同種業務	同種業務の実績が存在する。	2
	類似業務	類似業務の実績が存在する。	1

※同種業務とは、公募型プロポーザル参加資格要件を満たし、以下の（1）の要件も含む発注者支援業務をいう。

（1）エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂）

第2章または第3章による（処理能力は300t/日以上を除く）。

※類似業務とは、同種業務の業務内容であり処理能力が相違する業務又は、固形燃料化施設の改修または解体工事等をいう。

※実績については、管理技術者の個人の実績とし、それが証明できる資料があれば、実績時の所属は問わない。

B) 業務に携わった立場

過去の実績での立場	評価係数
管理技術者又はこれに準じる立場	1
担当技術者の立場	0.5

C) 業務実績（管理技術者）の評価

上記A) の業務ごとに上記B) の評価係数を掛け合わせ、これを合計した値を、業務実績（管理技術者）の評価点とする。

② 業務実績（主たる担当技術者※）

※「主たる担当技術者」とは管理技術者のもとで、本業務の主たる部分を担当する者をいう。また、管理技術者との兼務は不可とする。

A) 同種・類似業務実績（5件まで）

評価事項			評価点（1件あたり）
業務実績	同種業務	同種業務の実績が存在する。	2
	類似業務	類似業務の実績が存在する。	1

※同種業務とは、公募型プロポーザル参加資格要件を満たし、以下の（1）の要件も含む発注者支援業務をいう。

（1）エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂）

第2章または第3章による（処理能力は300t/日以上を除く）。

※類似業務とは、同種業務の業務内容であり処理能力が相違する業務又は、固形燃料化施設の改修または解体工事等をいう。

※実績については主たる担当技術者の個人の実績とし、それが証明できる資料があれば、実績時の所属は問わない。

B) 業務実績（主たる担当技術者）の評価

上記A) の各業務実績の評価点を合計した値を業務実績（主たる担当技術者）の評価点とする。

（3）企画提案内容（60点）

①業務実施方針、テーマa並びにテーマbに対しては、以下の項目を中心に審査する。

- ・業務仕様書及び各貸与資料の意図を把握しているか。
- ・提案内容が具体的かどうか。
- ・提案内容が適切で有用的かどうか。
- ・提案内容に独創性かつ実現性があるか。
- ・提案資料が分かりやすいか。

業務実施方針：本業務における業務実施方針を詳細に記載してあるか。

なお、以下の要件については必ず記載してあること。

- ・業務の取組体制（組織）
- ・業務スケジュール

テーマ a :

次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備・運営事業における契約条件に関して記載してあるか

- ・本組合と建設・運営事業者の責任分界点
- ・物価変動、ごみ質変動等に対するリスク分担と契約変更
- ・その他

テーマ b :

次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備・運営事業における総合評価落札方式の実施に向けて、働き方改革推進による組合及び建設・運営事業者の作業負担軽減、また、事業費及び施設規模の縮減、地域貢献等に関し、以下の要件について記載してあるか。

- ・バックアップ要素の評価項目の項目数及び内容（独自提案）
- ・建設・運営事業者からの過大な提案を防止する対応方針
- ・その他

評価基準は、以下のとおりとする。

評価	評価内容	得点化方法
A	提案が特に優れている	配点×1.00
B	提案が優れている	配点×0.80
C	提案が標準的である	配点×0.60
D	提案がやや劣っている	配点×0.40
E	提案が劣っている	配点×0.20

②各評価項目の評価点は、各評価項目において各委員が算出した得点を合計し、委員数で除した数値を提案者の得点とする。

③各評価項目の得点を合計した数値を提案者の評価点とする。

(4) 價格評価（10点）

価格提案のうち最低価格/自社の提案価格×10点

※小数点以下四捨五入

※10点以上は10点とみなす

ただし、委託上限額を超えるときは失格とする。